慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	資金融通の性質と利子歩合との関係(上)
	Q 型配位VIIQC和IグロCV内IV(工)
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1140(112)- 1160(132)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

步合この關係 (上) 資金融通の性質ご利子

高城仙次郎

とせる資金融通の種別で節利子歩合の高低を標準

銀行、 擧に遑あらずと云ふを妨げざるなり の發行及び其他に分たれ、 普通貸借、 會社と銀行等の間に於て行はれ、 債權者に擔保を提供する場合と提供せざる場 資金の融通は個人と銀行、個人と個人、銀行 短期なるものあるのみならず、 人と政府、 手形割引、預金、 廣義に於ける貸借の種類は枚 政府と政府、 又期間も長期なるあ 公債、 個人と會社、 其形式も或は 更に債務者 社債、 債券

> 表なりとす。 れば、 のなり。 歩合は大正七年一 金の貸借、 余が此分類を試みる為めに假 るを得るが如し。 歩合を比較するに、 の條件及び事情に從ひて其率を異にするの常な 各種の貨借に伴ひて授受せらる了利子は其貨借 L (第二)公債、 されざ、 實際に行はるゝ利子步合も亦其數頗る多 左に掲ぐる (第三)所謂貸付即ち是れなりとす。 各々其率を異にせる此多數の利子 **社债**、 月中東京市に於て行は 三種とは日く、 總ての貸借は三種に大別す 即ち此比較に 債券等の形式に依る資 に比較せ (第一)所謂預 用ひ n し利子 步合 しも

第二回四分利公债(利翅)	第一囘四分利公債(利廻)	三十一回勸業債券(利廻)	郵便貯金	特別常座資金	當座預金	貸借の種類
	O.E.O		O PM			大正七年一月平均和

第二囘四分利公債(利超)

日歩は総て三百六十五日を乗じて、年利に換算せり。他の歩合を求め、更に之に四を乗じて、年利を計算せり。他のきたる殘額を以て此日歩の合計を除して、九十日間の實際日と看做し、此日數に對する日歩の合計をば額面より差引り。但し手形割引歩合の換算に在りでは手形の期限を九十子は元來日歩なるも、比較を便にする為めに年利に換算せ

より生ずる所得の歩合を反射するものなればなり。なれば、利廻は公稱利子よりも一層正確に有償證券の所有は公稱利子を用ひずして、利廻を採ること、せり。如何と三、本表掲出の諸種國債、市債、社債及び勸業債券に對して

遺憾なる 變動するものに非ざるを以て、 月以前なる大正六年十一月の統計に據らざるを得ざりして、動産抵常貸付歩合を確むるここを得ざりしな以て、其二ケ する歩合は府縣別なるも、 り前期利拂より同月十日迄の未拂利子を差引きたる殘額に · る歩合は府縣別なるも、假りに東京市に於ける金利の平月中の「全國不動産抵當貸付金利調」に據る。此調査に載 不動産貸付利子は日本勘業銀行の調査に係る大正六年十 きて計算せり但し鐘紡社債のみは同年二月の相場に據る 此利廻は「銀行通信錄」大正七 東京府全部の平均と同一なりと看做して本表には東京 一月十二日に於ける各當該有價證券現物還買中値よ 此種の利子歩合は手形割引歩合の如く急激に を収録せり。 倘は、大正七年一月に對する不 本表に載せたる平均は 年一月號一七七頁所載の大

證書貸付 手形貸付 手形割引 不助產貸付 鐘紡二囘社債(利廻) 當座預金貨越 神戸水道公债(利廻) 横濱水道公債(利廻) 大阪築港公債(利廻) 日本製鋼社債(利廻) 富士紡祉債(利廻) 長崎港灣公價(利廻) 特別五分利公債(利廻) 甲號五分利公債(利廻) 岩 當座預金、 ○七○ 〇。七三 ○○六五 ○六四 一。〇九 O.*O ○★六〇 〇〇 五五九九九 〇六〇 ○五六 O H **○ 3i.** 二 の近〇

一、本表中、常座預金、特別當座預金、普通貯金、 定期預金一、本表中、常座預金、特別當座預金貸越並に證券貸付の利子步野の大蔵省の調査に係る同年一月中全國金利表中東京市に載の大蔵省の調査に係る同年一月中全國金利表中東京市に載の大蔵省の調査に係る同年一月中全國金利表中東京市に載めて、本表中、常座預金、特別當座預金、普通貯金、 定期預金

、此内當座頂金、手形割引、手形貨付、當座預金貨越の利

第十二卷

資金融通の性質と利子

歩合との關係

事質と合致するものなりと看ることを得んか

此三種の賃借に於ける最高及び最低歩合を比較 せば左の如し。 は最も高く、 於て各種預金の利子歩合は最も低く、貸付歩合 右表に示せる二十二種の利子歩合中、 有價證券の利廻は中間に位せり。 大體に

の最高は證券利廻の最低と一致して 高は一割九厘なるを以て、 最高は貸付歩合の最低と伯仲せり。 高は五分二厘、 は六分五 斯くの如く 證券利妈 八付利子 最高 最低 典 一最高 最低 貸付利子の最低は六分四厘、 證券利廻の最低は四分九厘、 預金利子の最低は二分五厘、 o h ○六四 〇。六五 ○。四九 Q IL I 大體に於て預金利子

預金利子步合の終る處に證券利趣始まり

證券利廻の

換言すれば

證券

ざるなり 利廻盡きる處に貸付利子現出すると云ふを妨

ながら比較を試みたり。 直ちに他の地方又は他の時に適用すること能は 余は更に夫れより五年前なる大正二年一月並に 何なる程度迄普遍性を帶べるかを檢する為めに さるは勿論なりとす。 る利子歩合に就きて述べ 當座預金 郵便貯金 第二回四分利公债(利超) 貸借のお類 就きて利用し得る材料の範圍内に於て不完全 低きもの 以上は大正七年一月中東京市に於て行はれた なる明治四十一年 より順に列撃せる歩合表なりとす。 の 平均 少割 合 三七 されば、 ○○四四九八 ○。四八 い。四二 左表は たるも 一月に於ける東京歩合 の野治四十一年 上述の現象が如 前表と同じく最 のにして、 〇五四 华一月 之を

30年10年代	が経行	形割引	第二间鐘紡社債(利超)	横濱水道公債(利廻)	日本製鋼社債(利妈)	富士紡社債、利廻)	大阪築港公債(利砲)	神戶水道公債(利妈)	定期預金	帕奇	三十一回勸業債券(利廻)	整理公債大券(利姆)	特別五分利公債(利妈)	甲號五分利公債(利超)	二十一回勸業債券(利與)	普通的金	
〇 九 〇	八七	〇八七	〇六八	〇。六八	O 六五	O.六二	〇。六二	٥ <u>٠</u>	〇六二	正儿	0.五五五		五四四		O L E	O Ji E	
0. 九二	〇 儿 〇	〇八八					〇六六	O. 六六	O L L	O 六五		O•六O			O L L	O Ži Z	

線は多少明確を缺く憾なきに非す。 利子の三種に區別することを得るも、 以上三期に於ける各種利子の最高並最低步合の 一月に行はれたる此三種の利子間に於ける境界 (第一)預金利子、 四 利子歩合は大正七年一月の歩合の如く、 右表に就さて之を観るに、 明治四十一年一月の相場 月四日の相場。 大正二年一月の相場 東京市場現物賣買 此利廻計算に用ひたる市價は左の如く『銀行通信錄』所載 有價證券利廻計算法は前表に對して用ひたる方法に準ず 一日相場。 (第二)證券利廻、 『銀行通信錄』大正二年一月號所載同 同誌明治四十一年一月號所載同 明治四十一年一月 左に示すは (第三)貸付 大正二年 截然

預金利子 ng 所列廻 一最低 一最低 一最高 (最低 大正七年一月 Ç E ○○六五 ○。四九 大正二年一月 〇三七 () 六] 叫十 〇 町 三 三 刀 O. 证 ○○五六五

明治四十一年一月の歩合

日歩を年利に換算せる

と前表に同じ 行の『官報』 大正二年一月の步合 大正二年四月七日簽行の「官報」

明治四十一年四月十七日發

銀行利子歩合は左の如く『官報』所載の金利表に據る。

比較表なりとす。

第十二卷 (1.1) 餘 資金融通の性質と利子歩合さの關係

第八號

_ _ 3£

右表に示すが如く、大正七年一月並に明治四段付利子 (最低 ○六四 ○九 ○九 ○九 ○九八

預金利子の最低率は六分一厘なるに、 比較は歩合を標準と 六分八厘に比して一分九厘の上鞘を呈せるも、 十一年一月の兩期に於ける三種の貸借間に る利子歩合の境界線は明確なるも、 つて 最低率は僅々四分八厘に 最低率たる八分七厘は證券利廻の最低率たる の歩合中の最高率なるのみならず、 の最低率にして、 期に於ても、 に在りては、 分三厘の下鞘を示せり。 前表に掲出せる三期の利子步合の 預金利子の最低は各種利子歩合 此境界は稍々混亂狀態を呈せり く、大正七年一月並に明治四 勿論、 して利子を三種に大別する 貸付利子の最高は同時に總 此比較たるや東京 して、前者に對して 而かも此一例 大正二年 貸付利子 證券利廻

云ふことを得んか。
に別してのみ行ひたるものなることを證明せりとに於て等差を呈するも、以上の統計は貸借が概してること能はざるも、以上の統計は貸借が概してに別してのみ行ひたるものなるを以て、叙上のに別してのみ行ひたるものなるを以て、叙上の

た又不生産的消費に存するを間はず、總ての資所間生産的事業の新設或は擴張に在るなるか將 付利子歩合が他種の歩合に比して高率に定めら原因を闡明するに當りて、吾人は先づ便宜上貸原因を闡明するに當りて、吾人は先づ便宜上貸原因を闡明するに當りて、吾人は先づ便宜上貸

るが如き消費欲を充足する爲めに生ずるものな る舊債務の決濟か、 之を拠るに、貸付資金の需用は普通滿期となれ を公募するか或は増資の方法を採る可ければな ならば公債を募集し、 金を要する法人のみなりとす。 債務者に對する世間の信用地に墜ちて、 るを以て、 **擴張か、或は運轉資金の一時的必要か、或は燃ゆ** さるを得ざる地位に立てり。 **陖的高率の利子を提供し得るか若し** 長期に亘り ことを躊躇せず。蓋し債務の決濟を怠らば、 大別するとを妨げざるが て、上記兩種の貸付資金需用者は普通比 多くの場合に於て高率の利子を支排 て巨額の資金を要するときは、 人と政府、 或は有利事業の新計畫又は 人と短期又は少額 銀行會社に在りては社債 先づ個人に 蓋し法人にし 縱合破 就きて 提供せ 7

於て、 過ぐると稱して全然借入を中止するに勝 高率の利子を支拂ふを厭はざるなり。 する所なりとす。換言すれば、上記孰れの場合 者の深く顧慮する問題に非るは吾人の屢々目撃 て貸付金の融通を仰ぐ場合に於ても、 以てなり。 利子を排ひ 借入を行ふこと能はずとするも、 資金に對しては事業家は事業利潤率を超過せざ 及ぼすこと尠からず。 何となれ して少くとも年二割に上ると豫想されたる際に る限り、高率の利子を僻せざるは勿論なり。如 盛なれば、 の悲運を免がる、 企業家が必要資金を年一割五分以下にて ば、 更に、全く不生産的消費を目 て資金の融通を仰ぐは利子が高率 借手の價値時差頗る高く、 利率の高きことが往々にして債務 或る一新事業の利潤が投資額に對 又、有利の事業に要する 尙は此高率の 其消費欲 一的とし れるを 17

伴ふ手敷に對する報酬を含むものなるが、銀行 失を豫想的補償さして若干の保險料並に に手敷料を徴收する場合を除さ する使用料以外に、貸借上の危險より生ずる損 の供給者は個人に對して比較的高率の利子を要 價値時差を有せる際に資金の一供給者が年五分 せず。假りに、或る個人の資金需用者が年一 高率の利子を支排ふことなきは弦に赘するを要 て低率の利子に甘する者あらば、 る者なるも、 高きが放に、 他の資金の供給者が個人に對して、 所に五分にて締結せらる可し。 するの傾向あり。 利子を以て賃付に應ずるとせば、賃借契約は くの如く 假合資金其物の使用料が さればとて若し資金の供給者にし 高率の利子を提供するとを僻せざ 人の資金需用者は其の價値時差 蓋し利子は資金の貸與に對 されざ、資金 決して好んで 貸借事務に 貸付を行 别

> 致する點に定まるものなりとす。 高き場合に限らるゝものにして、 子の歩合は此兩者の中間に於て資金の需 手の價値時差が貨手の要求する利子歩合よりも を以て、 借契約は成立せざる可し。 ればとて、 に至るなり。 信用薄さが放に、比較的高率の保険料を要する つ多少の例外はあれども、 為すが放に、貸借の手數は金額に比して多く、且 に於ても、個人に對する貸借は金額少さを常と 貸付者は個人より高き利子を徴收する 借手の價値時差が夫れ以下なれば貸 勿論、貸付者が高率の利子を要す 貸借の行はる」は 個人は法人に比して 實際の契約利 給の一

りとも、法人は通例個人に比して世間の信用高就さて之を觀るに、假令資金需用の原因が何たは銀行會社等の法人が資金の需用者たる場合に定まる事情を説明せるものなるが、次に政府又定まる事情を説明せるものなるが、次に政府又

行ふことあり。此際には縱合歩合としては高率 際に此方法に依るは却つて不利なるか或は事急 を支棚ふを鮮せざることあり。 n るも に支拂はるゝ利子は金額としては僅少なる て公私債募集の追なきとさは、 されど、 金額少く且つ期間短き結果として、 種の借手と雖も往々比較的高率の利 人と同 短期間少額の資金を要する て多額の資金を必要とせば の高き利 息を支拂ふを要せ りて之を調達する 短期借入を

更に法人に對する資金の供給者に就さて之れを観るに、債務者は世間の信用厚き者なれば、高率の保險料を徴收 するの必要なけれども、高率の保險料を徴收 するの必要なけれども、更に法人に對する資金の供給者に就さて之れ

至るなり。
であるなりで、自ら高く定めらるくにのであるというでは、いいの場合に在りても、貸付歩合はであるがは、いいの場合に在りても、貸付歩合は

なければなり。 依りて、 に含まるゝ豫想補償率は高く定めらるゝの必要 んど全部を償ふことを得る為めに、 が擔保物件を處分して損失の一部分若しくは殆 者が其債務の履行を怠りたりとするも、 して擔保付貸借の利子は無擔保貸借の利子に比 向を有するものなるも、 して其率低 斯くの如く貸付歩合は高率に定めらる 其の率の一様ならざるは勿論なり。 し。是れ前者に在りては、 賃借の事情及び條件に 利子步合中 若し債務 債權者 0

割合よりも低し。目下東京市に在りては前者が通常個人と個人との間にて取引せらるゝ利子の又、銀行と個人との間に於ける貸借の歩合は

第八號

行ふは次の原因に基くものなる可し。が個人の資金供給者に比して低利を以て貸付を往々二割、三割を超ゆることあるが如し。銀行概ね一割以下なるに反し、後者一割以上にして

- 如く高率の純利子請求するを要せず。 發行せし債券の賣揚なれば、個人の金融業者のり預かりたるものなるか、或は同じく低利にて
- 下するの必要あり。 (二)銀行は競爭上出來得る限り貸付利子を低
- (III)銀行の運用する資金は主として預金叉は ものなるを以て、貸付を行ふに當りて高利を 支拂ふことを欝せざるも信用の程度低き債務者 よりも高率の利子を提供せざるも比較的に安全 なる借手を常に擇ばざる可からず。

四)此理由に依り、銀行の營業に對する政府

は稍々厳重なり。に止まるのありとするも、少くも表面上に於ての監督は、假合多くの場合には或は單に形式上

個人對個人の資付長谷に、銀行より資金の供給に、銀行以外の金融業者又は他の概ね世間の信用比較的厚き、相當の支排能力を概ね世間の信用比較的厚き、相當の支排能力を供給を受くの資格を有せざるを常さす。 世籍の受付の資格を有せざるを常とす。 世籍の事情の為め、個人對銀行の資格を有せざるを常とす。 世界の事情の為め、個人對銀行の資付表を付いる。銀行より資金の供給

再割引に付するの便宜あるが故なりさす。されたるものなるを以て、賃借に伴ふ危險少なされたるものなるを以て、賃借に伴ふ危險少なく、且つ一旦割引せる手形は資金の必要上之を当形は短期なるが故に比較的多くの手數を要す質付中最低率にて行はるゝは、銀行の割引する

> 貸付は夫れよりも、長期に亘るを常となすを以 思惟せらるゝ放なる可し。 は必ずしも後者よりも危險多き貸付には非さる (一)抵當物件の性質より之れを論ずれば、前者 ふが如き短期間行はるゝものなるに反し、 債券等の有價證券を抵當とする貸付の利子が當 座貸越に於けるよりも稍々高率に定めらるゝは が爲めなる可し。又、證券貸付即ち公債、株券、社 りては他種の賃付に比して多くの手敷を要する 切手を以て行はるゝものなるが故に、 且つ預金貸越は普通當座預金の引出と同じく 當座預金貸越が普通数ケ日叉は敷週間と云 資金が固定され且つ危險の程度自ら高しと 銀行に 證券 IX

きは敷ケ年又は十敷ケ年の期限を有する結果とも。是れ一は此種の貸借は短かきも一ケ年、長記諸種の貸付に比して遙かに高率なるを常とせ此以外に、銀行の行ふ不動産貸付の歩合は上

して、資金が固定せらる、の虞れあると、一は 債務が完全に履行せられずして、抵當物件を處 質上手形又は他の有價證券よりも遙かに處分し 質上手形又は他の有價證券よりも遙かに處分し がさものなるに由り、債權者が豫じめ此種の貸 がきものなるに由り、債權者が豫じめ此種の貸 なりとす。(註)

説明せんと欲す。 性質を備へたるものなるを以て、別に後段(第六節)に於ては コールローンの日歩は他の貸付歩合よりも多少複雑なる

しか以て、夫れに関する説明は他日に譲れり。あれど、之に関する正確なる統計を入手すること能はざり個人間の貸借步合は最低年一割内外より十数割に上ること

第三節 預金利子は何故低きか

利子の高き理由も預金利子の低率に定まる原因題は比較概念より發生するものなるを以て貸付に對して聊か説明を試みたるが、凡そ高低の間前節に於て貸付利子の高率に定めらるゝ理由

所以に外ならず。低率を維持するものなるかを闡明せんと欲する今や進んで預金利子が何故に貸付利子に比してを對照して始めて明瞭と爲るなり。是れ吾人がを對照して始めて明瞭と爲るなり。是れ吾人が

業銀行、 在り 金叉は使用人の賃金、 て多少の遊金を所有する者なりとす。 別して企業家と非企業家との二種に大別するこ とを得るものなるが とを欲せざる理由に論及せんと欲す。 然る後預金を受く は諸種の報酬收入は早晩原料又は機械の ては製造品又は商品の賣揚金、 0 由を説明するに當りて、 なるも、 貯蓄銀行又は郵便貯金局の預金主は大 低率の利子に滿足するかを明かに 其支排の時期が る者が高率の利子を支排ふる は敷週間 租税等の支排に充てらる 雨者共に常に或は時とし に亘りて諸種の收 吾人は先づ預 切迫せざる 或は運賃者 企業家に 諮 種 の商

して、 を得るなり。 より生する損失を免がる 落藏するならん 入金 ては之を銀行の保管に委託して、盗難紛失等 行 なか 一が不用 (僅少なりとも利子を銀行より受くること 9 せば企業家は其遊金を金庫に徒らに なることあ 行制度の行はるゝ處に在 b へのみならず、往々に 0 くの如き際に若

貧する者少からず。 生計費が收入よりも 少の剩餘金を有することあり。 して 俸給賃銀恩給等に依りて衣食する非企業家も 額に達せざるときに に有價證券又は不動産等に有利に投資し能 企業家を同じく 於て多少の遊金を所有せるものに 不動産の賃貸料、 當の金額に上りたるとき始めて之を放 即ち此等の投資者は其積蓄 少額なるが爲めに、 商業銀行に當座預金とし 公私債株券の收入、 は毎月の超過收入を蓄 此剰除金にして して、 月々多

てか或は又特別當座預金として之を預入するの常なり更に、所謂勞働者等の如く少額所得に依常に放資し得ることを知らざる者尠からず。又、等に放資し得ることを知らざる者尠からず。又、等に放資し得ることを知らざる者尠からず。又、
「の顧客たるに滿足せり。

ことを寧ろ は勿論、 時には全く存在せざることすらあり。從つて預 金主は其預金に對して高率の純利子を欲せざる 低くして、 預入せんとせるときの預金主の價値 のなるが故に、 ては永久的の遊金の寄託に 斯くの如く 時としては何等の利子を要求せざるの 往々零點に近きことあるのみならず 種の 或る一定額を銀行又は郵便局に 預金は預入者の一時的又は時と 無手敷料にて遊金を保管する 思でも思惟する者なきに 依りて 成り立 時差は頗る つめ

ざる可し。

何等の懸念を有せざる可きを以てなり。の支排を期待せざるのみならず、多くの場合にに際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇に際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇に際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇に際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇に際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇に際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を探い、預金主は其預金に對して高率の保險料

更に、銀行が多くの個人に對して貸付を行ふ場合には逐一借手の財産、收入、信用、業務等に就き調査を遂ぐる以外に、抵當物件の性質、個額等に關しても綿密なる詮議を遂ぐる等種々信就き調査を遂ぐる以外に、抵當物件の性質、力に預入するに當りては郵便局又は單に確實なあれども、遊金を懷ける者が始めて之を或る銀布に預入するに當りては郵便局又は單に確實なるに強力するに當りては郵便局又は單に確實なる。

等の手敷料を要求す可き理れなきなり。を繰返すに止まるに過ぎざるを以て、殆んど何申止むの手敷を要するのみにして、其後は唯之

ある可き性質を有せり。の側より之を観れば、預金の利子は低率に定める低く、保険料及び手敷料に至りては預金主の側よりで、保険料及び手敷料に至りては預金主の側よりで、預金主の要求する純利子歩合類

日人、 て然らば 實際には低率の歩合の行はるゝは何放なるか。 はざるか、 利子は當然高く定めらるゝに至る可し。 絶するが如きことなきは勿論なるを以て、 て高率の利子を支拂ふとせば、 滿足するとするも、假りに銀行又は郵便局に於 然りと雖も、 銀行等が高率の預金利子を支拂ふこと能 其理由は如何。 或は欲せざるが 総介預金者が低率の利子を以て 爲めなり。若し果し 預金者が之を拒 面か

金利率と貸付利率との間に少からざる等差を維 の差額は全部銀行の利潤となるものに非ずし 子の差額より成るを常とするものなるを以て預 資金を他方に貸與ふるに在りて、其利益の大部 持するの必要あり。 金利子は當然貸付利子よりも低率に定めざるを 分は預金主に支拂ふ利子と債務者より受収る利 は姑らく措き、普通商業銀行の主なる業務は 方に於て預金制度に依りて資金を吸收し、 が放に、 而かも銀行の收得する利子と支排利子と 金利子歩合は貸付歩合に依りて制限 相當の配當を行はんとせば、 更に營業費並に租税等が控除せらる **物業銀行、** 正金銀行等の特種銀 勢ひ

する資金を吸收する為めには競爭上預金利子をり低率に定むる必要あるものなるが、貸出に要二、期くの如く銀行は預金利子を貸付利子よ

以て概るの傾向あるを以てなり。 高率の預金利子を公告する銀行をば猜疑の眼を利を提供するを躊躇するの常なり。蓋し世人はの信用を維持する必要上他行に比して著しき高い定めざるを得ず。而かも、各市中銀行は世間

るかっ 感じなば、預金利子歩合を引上げて、之を吸收 金を要する者が 預金歩合も亦之に連れて著しく昻騰するものな この傾向を有せり。 央銀行の割引又は貸付歩合に依りて制限せらる 鞘を維持するものなるが、若し歩合が暴騰せば 行の預金歩合は貸付歩合に對して常に多少の下 合に依りて制限さる。上述の如く、市中 することを得るものなるが、此引上の程度は中 = 日く、然らず。商業銀行が資金の缺乏を 市中銀行の預金歩合は中央銀行の 割四五分に 例へば、假りに一定額の資 上る高利を提供 商業銀 割引步

預金の利子は年利にて計算せらるゝを常さすれ ざなし。 る日本銀行割引日歩の各年平均と東京市中に於 は中央銀行の公定割引歩合を超過するごと殆ん を仰ぐ可し。 吸收するの方法を採らずして、中央銀行に融通 行より年七分にて所要資金を借入るくことを得 の利潤を收め得可しとするも、 最高の定期預金利子の對照表なりとす。 行はれたる各年の最高當座預金日歩並に同じ 利子を以て預金を吸收して、 とき銀行に於て資金の餘裕なければ、 銀行は當然預金利子を引上けて迄も資金を は比較を便にする爲め年 左に舉ぐるは明治二十六年以後に於け 從つて商業銀行の支排ふ預金利子 之を貸與し相當 若し此際中央銀 を日歩 定期 1-

四十三 四十二年 四十一年 三十八年 三二十十五年年年 三十二年 三十一年 五四三二元四年年年年年年 十三年 一六三 三五 七〇八九 O Py 二〇六 9111 · () 八 • 七六二 j » ; j j ti A 10000 八〇 اً: 九〇 八〇 الم ١٠٥ 六〇 · 六() 七九二 七九九 元 光 • II 七四二〇九三 -: -ti 五六 。六九 Ė 並北 六 式 三 七 <u>.</u> Ö 六四 九三 九七 八一

「「「「「「「「「」」」」」」。 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」

子の最高率が日本銀行の割引歩合を超過せして を比較するに、二十四ヶ年中に於て當座預金利 金利子歩合の平均も一畿六厘二毛三絲に過ぎざ 正二年の一 毛の開きを維持せるなり。 二厘五毛五絲の下鞘を示せり。 歩の各年平均率の總平均は一銭八厘七毛三絲な るに對して、 ば 期間に於ける平均は一錢六厘一毛八絲にして 元年の三囘にして、 は僅かに明治三十二年、 に至る二十四ヶ年間に於ける日本銀行割引日 石表に示すが如く、 日本銀行の割引歩合に對して平均二厘五 東京市中當座預金日歩の最高率の 他の年度に於ては東京市の當座 加之、各年度の歩合 明治四十四年及び大 最高定期預 してと

からず。 達せるも、 る歩合にして、 毛に對して當座預金日步の最高率は一銭八厘に へば、 めなば、 各年平 資金日歩が日銀割引歩合に超過せることも單に 呈せるを明かにするを得ることを忘却せざる 明治四十四年並に大正元年の三年度に於て當座 ならずして、若し之に反して、 時的現象に外ならざるを記憶するを要す。 かに八厘六毛に過ぎざるなり。 大正元年には日銀平均步合の一銭六厘三 労を以て 日銀歩合の 各年平均 と 對照せし 從つて上記の例外即ち明治三十二年、 前者が後者に對して更に著しき下鞘 そは同年十一月に於てのみ行はれた 同年中の當座預金日歩の平均は れたる最高當座預 茲に比較せるは日銀 當座預金利子 H 歩に外

同年に於ける東京市當座預金各月最高率の平均 は一錢五厘四毛一絲に過ぎざるを以てなり ける各月の最高率は僅々 步に對して 平均を収る たれども、 にして、十二月の最高日歩も亦一錢七厘に上 一月の最高日歩は上述の如く一銭八 一月より十月に至る十ヶ月 を維持せるを知る。 尚は當座預金利子が日銀割引日 錢五厘なりし 何となれ 川間に於 が放に 0

型して常に若干の下鞘を維持せり。

型にして、他の年度に於ては後者は常に前者にしは僅かに明治三十二年及び明治三十六年の二較に就さて云ふも同じく、後者が前者に超過せ及、日銀歩合と東京市定期預金最高利子の比

合が財界に恐慌の突發せし場合を除き、常に低るものなるが、吾人は同時に中央銀行の割引步の割引歩合よりも常に低位を保つの傾向を有す斯くの如く、市中銀行の預金利子は中央銀行

身に於て中央銀行に對して殆んご何等の利益を 正貨を引換準備として紙幣を發行する て行はるゝものと所謂保證準備に對して行はる 銀行は資金を創造し得る地位に立てるを以てな の保險料を徴收するの必要なき以外に(三)中央 態する方針を採れるが為めに、 觚責上、 市中銀行に對して低率なる歩合を以て割引を行 して絕體に安全なる割引又は貸付の請求のみに ふものなると(二)金融界の重鎮たる其地位より 中央銀行の割引歩合が低位に定めらるゝは(一) (定めらる のと二種に分類することを得るなり。 抑も中央銀行の紙幣發行は正貨準備に對し のに非ず。 の銀行として金利の暴騰を抑制す可き 情の許す範圍内に於て出來得る限り 財界の指導者として金融の調節を計 うものなること記憶せざる可からず 勿論、發行せる兌換券を貸 取引先より高率 は夫れ自

幣の製造費に依りて相殺せらると看做し得ざ さても夫れ自身に於て若干の利益を收むるも 又流失され なりと云ひ得るが如し。 滅せる 收せらるこことなきものと看做し得るが故にこ の紙幣を發行する毎に、 付け を態 て相 尤も は正貨準備に對して發行する紙幣に就 貨其物を貸與せば之を收得 を發行せずとも其の引換準備として死 當の利子を收むるを得るも、 つゝあるを以て、中央銀行が一定額 紙幣の一部は常に流通中紛失、 然りと雖も此利益は 其の一部分は永久に囘 するを得る 此利子は 焼失

準備に對して發行せられたる紙幣は二重の收入するものに非ざれど、保證準備に對する紙幣の英自體に於て殆んど何等の利潤を中央銀行に齎其自體に於て殆んど何等の利潤を中央銀行に齎期(の如く、正貨準備に對する紙幣の發行は

金を取扱ふの義務を負へり。されど、一方に於 發行税を納め、(三)横濱正金銀行に年利二分を 以て為替資金を貸付け、 を控除せる殘額に對して一ヶ年千分の十二年の 銀行は一 (二)實際の發行額より此二千二百萬圓の貸上金 (一)二千二百萬圓を無利息にて、 銀行は此保證發行の特權に對して政府より種々 を中央銀 一千萬圓を限度とする保證發行の特權に對して よりも利子を收得するを以てなり。 日本銀行は巨額に上る無利子の政府預金を有 食擔を課せらるゝを慣例とせり。 比して輕微なり。 て此負擔は上記の特權より生する特種の利益 ひたる公債證書、株券、 方に於て發行せる紙幣を貸付けて利子 行に與ふるなり、 例へば、 他方に於て保證準備として (四)無手敷料にて國庫 如何となれ 我日本銀行は一億 政府に貸上げ 而 各國の中央 商業手形等 かも ば

持し能ふ所以なりとす。 すれば、 得るなり。 益を見込むとするも、 料として七厘五毛を徴收する以外に、 行に貸付くるに當りて手敷料として一分、 なりとす。 ば保證準備に對して發行するを得るなり。 毛の發行税を支拂はド九千八百萬圓の兌換券を る 一分二厘五毛の失費にて自由に利用し得るもの するを以て、 ものに非ずして、 此巨額の資金は日本銀行に取りては年 されば、 是れ中央銀行が割引歩台を低利に維 此等の負擔は日本銀行の苦痛とな 假りに同銀行が之を市中銀 結局同銀行は年一分二厘五 年四分にて貸出すことを 一分の利 保險 換言

ものに非ざる所以を説述したるが は夫れ自身に於て何等の利益を發券銀行に與ふ 如く比較的巨額の政府預金を有する發券銀 在りては、 加之、 上文に於て正貨準備に對する紙幣發行 正貨を引換準備とせる發行は利子 我日本銀行 行

二百八十六萬圓を加ふるも、 七十三萬圓に上るのみなり。 行の自己資本は合計七千六百 屬する勘定は三千九百三十七萬圓除なれば、 千七百五十萬圓にし ざるは勿論なり。 又は有價證券か同銀行の所有物たらざる可から せざるを得ず。 據れば、 を發行せしか。 しては常に同額の正貨叉は有價證券の引換準備 行は如何なる引換準備を置きて此巨額の銀行券 發行額は七億○六百○九萬圓餘に上りしが、</br> 七日の『官報』にて發表せる日本銀行營業週報に なることを看過す可からす。 歩合の低下に對して密控なる關係を有するも 更に之に他の銀行若しく 本年七月十三日に於ける同行の兌換祭 日本銀行の發行する兌換券に對 然るに同行の挑込資本金は三 して、 7 積立金及び其他株主に 此目的に使用する正貨 而して此一億圓の 僅かに一億〇九百 は個人の預金三千 八十七萬圓に過ぎ 例へば本年七月

なる 同行の貸借勘定を扱萃せば左の如 る正貨又は保證準備は如何にして調へたるも ざるは明かなり 目己資本並に民間預金を以て購入せし正貨叉は 銀營業報告に表示せられたる政府に對する 一条の全部を舉げて引換準備として利用す 日く、 政府預金即ち是れなりとす。 上る兌換券を發行すること能は 然らば、 共差額六億圓に對す 0

政府に對する債

國债募集上納米濟高國債尤利支拂基金 七〇七、三三七、四八五。一一四三二、五二五、八三五。一三六九、七六一。五五〇 七三九、八七三、〇八 八〇〇

政府に對する價權

二千二百九十八萬圓なるを以て、 七億三千九百八十七萬圓にして、 政府假納金政府法定貸金 斯くの如く 合府 本銀行の政府に對する債務は 二三、九八四、八八七。〇三〇九八四、八八七。〇三〇 債權は僅かに 其差額約七億

入せる地金を引換準備とせるものにして、 利用せらるに非ず。 て收得するを得るものなり に使用さるゝなり。されざ、総令其内一少部分な 基づく拂渡に用ひられ、又一部分は地金の買入 日銀は夫れ りとも民間 法に依りて發行せる銀行券の全部が利付貸付に 總額を兌換發行の目的に利用するとを得ざるは なりとす。 千七百萬圓 弦に喋々するを要せず。されど、吾人が上文に於 となるやも知れ難さものなるを以てい たりと看做すことを得るが如し。 政府預金の内無量六億圓は此目的に使用せら 試みたる計算に據れば、 其免換券は概ね無利子の政府預金を以で購 より生ずる利子の大部分を純利とし に對する貸出に用ひらるゝとせば、 此預金の一部は何時 は日銀に對する政府預金勘定の帳尻 一部分は政府の支排命令に 七億千七百萬圓に上 さす。 政府の引出す所 如何となれ 勿論、 日銀が其 此方

保證發行ならざるが故に一分二厘五毛の發行稅、保證發行ならざるが故に一分二厘五毛の發行稅

付歩合奔騰の氣勢挫折され、 融界の窮迫を緩和す可け を與へられたる發券銀行は此制度を利用して金 子も亦自ら夫れに連れて引上げらるゝの性質を るときに於て目撃するの現象なりとす。 に年末に於て、且つ企業熱又は投機熱の盛んな 有せるも、 合は奔騰することあり。 誘致せんか、 金利子步合の引上も沮止せら 引步合及び貸付歩合の騰貴が一時的現象に非 更に資金の需用、 して、多少永續するの傾向を示さんか、預金利 我日本銀行の如く制限外發行の特權 市場に於ける割引歩合及び貸付歩 俄然激増して金融の逼迫を 是れ吾人が往々月末並 れば、市場制引及貨 且つ之を通じて預 > こと動から 而して

りとす。(第三節未完)
以上説述せる事情に基さ、預金利子歩合は中す。

經濟時事評論

安川貞一

米價調節の理由如何 昨年以來我國民の常食 ・ 大價調節の理由如何 昨年以來我國民の常食 ・ 上殺せられてゐる有樣である。我國に於て一 が為めに各種の政策を連發し爾來全く此が為め に忙殺せられてゐる有樣である。我國に於て一 が為めに各種の政策を連發し爾來全く此が為め が為めに各種の政策を連發し爾來全く此が為め として此 が過節の建由如何 昨年以來我國民の常食

ない。 である。 云ふことは出來ない。 騰貴を以て直ちに生活難の原因なりと速斷なす として本文を草せしむるに到つた主たる動機で のとして取扱って差支へない て真實米價調節の根據を統計上又は學理的基礎 に基くものであつて決して正 となし以て調節の必要を自明の前提となすの の必要なるに就ては今日何人も異論のなき所」 る。今同米價問題を論ずる者は直ちに「米價調節 に於て一般物價騰貴と生活難との關係を論ずる して米價調節の必要はしかくアプリオリ は之を肯定するに苦しむものである。是吾人 基さで説明を下したるものあるを知らな 吾人此に對し多少の疑なき能はざるものであ 尤も此點に就ては吾人は既に本誌六月號 而して其の理由に就ては何等示す所が の如きは是れ彼等が米價の絕對數の 誠に吾人の知る限りに於 ものであらうか吾 鵠を得たるものと 0 V

當中限取引の停止。 の有名なる暴利取締合を始めざして定期標準米 府の試みたる此が調節策は可成の多數に上ぼつ のである。而して是れ質に此の論じ盡くされた 然るに てゐる。今試みに其主なるものを舉けん らざるを得ないのである。 今日の米價の昂騰に對する對應策も亦自ら異な 既に上述の如 の如く絶叫して已まないのである。然り而して るの観ある古き問題を新たに捕へた所以である に余輩が本論に於て説かんとする主旨をなすも 此の所論を裏書し る理由を述べたが其後の事質は幸にして我輩 政府調節策の失敗 大多數の人士に生活難の存在せ 尚米價の調節策を宛も一大事 つゝあるものゝやうである。 農民の賣惜を戒告する件に 昨年米價の騰貴以來我政 而して是等二點は正 かい

人说